平成３０年（フ）第１５２号
京都市上京区松屋町通下長者町下る南清水町133番地７
債務者　北村まな美
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１６２号
京都府長岡京市神足２丁目８番19号　レディスコーポボンジュール　103
債務者　カラオケてくてくこと　米岡　一哉
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１９５号
京都市伏見区石田内里町62番地１
債務者　中村　秀逸
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１１２号
兵庫県尼崎市今福２丁目５番１号　上松マンション303
債務者　水口美知代
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４１号
奈良県天理市中山町1077番地６
債務者　矢ヶ井敏美
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１０号
愛媛県松山市富久町515番地　富久団地６棟12号
債務者　國本みどり
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３２号
愛媛県松山市北久米町1059番地１　ブルームンＡ202号
債務者　木村　彰太
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７号
愛媛県西予市三瓶町朝立１番耕地26番地３
債務者　井上　隼人
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成３０年（フ）第１８号
愛媛県西条市福武甲1188番地
債務者　戸田　寿人
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第１６号
愛媛県今治市近見町５丁目甲351番地１、前住所愛媛県今治市北日吉町１丁目５番25号
債務者　藤原　恵子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第１１号
福岡県田川郡糸田町1652番地　11―４号
債務者　村上　祥子（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第６１号
熊本県合志市須屋1889番地１　ホークハイムＢ棟202号
債務者　矢野千比呂
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７７号
熊本市東区長嶺南２丁目４番６号　112号
債務者　渡邉　清美（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６０号
宮崎市大字浮田1372番地
債務者　淺井美寿子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２７号
北海道小樽市奥沢４丁目５番７号、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目18番３号　エステートライフ松ケ枝105号室
債務者　千葉　洋介
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第３１号
秋田市浜田字陳ケ原35番地31
債務者　磯木　　興
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部